

平成 21 年度

法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁



e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第105号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成21年財務省令第18号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）
改正措規	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成21年財務省令第19号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧法規	改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
米穀新用途利用促進法	米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）
産業活力再生措置法一部改正法	我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第29号）
産業活力再生革新措置法	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）
地域産業活性化法施行令	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令（平成19年政令第178号）
高齢者居住安定法一部改正法	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第38号）
割賦販売法一部改正法	特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）

（注）この説明書は、平成21年6月12日現在の法令に基づいて作成しています。

目

次

I	中小企業関係税制に関する改正	
1	中小企業者等の法人税率の特例	1
2	欠損金の繰戻し還付の不適用措置における中小企業者等の除外	2
II	資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正	
1	特定の長期所有土地等の所得の特別控除制度の創設	3
2	平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例制度の創設	4
3	その他	5
III	国際課税に関する改正	
1	外国子会社配当益金不算入制度の創設	8
2	外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入制度の創設	9
3	特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等	10
4	外国組合員に対する課税の特例制度の創設	11
5	恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例	12
6	その他	13
IV	減価償却制度に関する改正	
1	エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却制度の整備	15
2	資源需給構造変化対応設備等の特別償却制度の創設	16
3	新用途米穀加工品等製造設備の特別償却制度の創設	17
4	その他	18
V	税額の計算に関する改正	23
VI	引当金・準備金制度に関する改正	23
VII	その他の改正	
1	棚卸資産の評価方法の整備	24
2	その他	26

I 中小企業関係税制に関する改正

1 中小企業者等の法人税率の特例

〔改正の内容〕

中小企業者等（注1）の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が22%から18%に引き下げられました。また、連結納税制度においても、中小企業者等（協同組合等又は特定医療法人を除きます。）が連結親法人である場合の税率については単体制度と同様に、協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率については年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が23%から19%に引き下げられました（措法42の3の2、68の8、措令27の3の2、39の38の2）。

なお、改正後の税率は次のとおりです。

区 分			平 11. 4. 1 以後 開始事業年度	平 21. 4. 1 以後 終了事業年度
な 普 い 通 社 法 人 等 ・ 人 格 の	中小法人等又は人格 のない社団等	年800万円以下の部分	22%	18%
		年800万円超の部分	30%	30%
	中小法人等以外の法人及び相互会社		30%	30%
一般社団法人等及び公益法 人等とみなされている法人		年800万円以下の部分	22%	18%
		年800万円超の部分	30%	30%
公益法人等		年800万円以下の部分	22%	18%
		年800万円超の部分		22%
協同組合等（注3）		年800万円以下の部分	22% (23%) (注2)	18% (19%)
		年800万円超の部分		22% (23%)
特定医療法人		年800万円以下の部分	22% (23%)	18% (19%)
		年800万円超の部分		22% (23%)

（注1）中小企業者等とは、次の法人をいいます。

- ① 中小法人等（普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等及び特定医療法人を除きます。））
- ② 一般社団法人等（法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。）
- ③ 公益法人等とみなされている法人（認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人及びマンション建替組合をいいます（措令27の3の2）。）

- ④ 公益法人等（法第2条第6号に規定する公益法人等のうち、一般社団法人等と公益法人等とみなされている法人を除いたものをいいます。）
- ⑤ 協同組合等（法第2条第7号に規定する協同組合等をいいます。）
- ⑥ 特定医療法人（措法第67条の2第1項に規定する承認を受けた医療法人をいいます。）
- ⑦ 人格のない社団等

（注2） 表中のかっこ書きは、協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率を表します（法 81 の 12、措法 68 の 100）。

（注3） 当該事業年度における物品供給事業のうち店舗で行われるものに係る収入金額が 1,000 億円（当該事業年度の月数が 12 に満たない場合には収入金額に当該月数を乗じて 12 で除した金額）以上であるなど一定の要件を満たす協同組合等（以下「特定の協同組合等」といいます。）の特例税率については、次のとおりです。
 なお、表中のかっこ書きは、特定の協同組合等が連結親法人である場合の税率を表します（措法 68、68 の 108、措令 39 の 34、39 の 127）。

区 分		平 11. 4. 1 以後 開始事業年度	平 21. 4. 1 以後 終了事業年度
特定の協同組合等	年 800 万円以下の部分	2 2 % (2 3 %)	1 8 % (1 9 %)
	年 10 億円以下の部分		2 2 % (2 3 %)
	年 10 億円超の部分	2 6 %	2 6 %

〔適用時期〕

平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 38、54）。

2 欠損金の繰戻し還付の不適用措置における中小企業者等の除外

〔制度の概要〕

法人の平成 4 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、原則として法第 80 条第 1 項《欠損金の繰戻しによる還付の請求》の規定を適用することができないこととされてきました（旧措法 66 の 13、旧措令 39 の 24）。

【欠損金の繰戻しによる還付の請求（法 80①）】

青色申告書である確定申告書を提出する法人は、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）の所得に対する法人税の額に、当該還付所得事業年度の所得の金額のうちに占める欠損事業年度の欠損金額に相当する金額の割合を乗じて計算した金額の還付を請求することができる制度です。この制度の適用を受けるためには、次の①から③のいずれにも該当する必要があります。

- ① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- ② 欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により提出期限内に提出していること。
- ③ 確定申告書の提出と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出していること。

〔改正の内容〕

(1) 不適用措置の除外

中小企業者等の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、

上記の不適用措置の対象から除外されました。したがって、中小企業者等においては、欠損金の繰戻しによる還付の請求の規定を適用できることとなりました（措法 66 の 13、措令 39 の 24）。

(2) 中小企業者等の範囲

中小企業者等の範囲は、Ⅰ 1 中小企業者等の法人税率の特例の（注1）と同じです。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、同様の措置が講じられています（措法 68 の 98）。

〔適用時期〕

平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用され、同日前に終了した旧措法第 66 条の 13 第 1 項本文に規定する事業年度において生じた欠損金額については、改正前の規定が適用されます（改正法附則 47、62）。

Ⅱ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

1 特定の長期所有土地等の所得の特別控除制度の創設

〔創設された制度の内容〕

法人（清算中の法人を除きます。）が、(1)に記載する適用対象土地等の譲渡をした場合において、(2)に記載する適用要件を満たしているときには、(3)の所得控除限度額をその譲渡の日を含む事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる制度が創設されました（措法 65 の 5 の 2、措令 39 の 6 の 2）。

(1) 適用対象土地等

本制度の適用対象となる土地等は、次の要件のいずれをも満たすものです。

イ 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に当該法人が取得をした国内にある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいい、棚卸資産に該当するものを除きます。以下「土地等」といいます。）であること。

ロ 当該法人が取得をした日から引き続き所有し、かつ、その所有期間（注1）が 5 年を超える土地等であること。

（注1）その取得をした日の翌日からその土地等の譲渡をした日の属する年の 1 月 1 日までの所有していた期間をいいます。

(2) 適用要件

本制度は、次の要件のいずれをも満たす場合に適用することができます。

イ 適用対象土地等の譲渡によって取得した対価の額又は交換取得資産（その譲渡により取得した資産をいいます。）の価額（注2）が、適用対象土地等の譲渡直前の帳簿価額とその譲渡に要した経費（注3）との合計額を超えていること。

（注2）交換取得資産の価額がその譲渡をした土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、その差額に相当する金額を控除した金額となります。

（注3）その譲渡に要した経費は、適用対象土地等の譲渡に要した経費の金額の合計額が、その譲渡に際し譲渡に要する

経費に充てるべきものとして交付を受けた金額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額のうち、その譲渡をした適用対象土地等に係るものとして一定の方法により計算した金額に限りです。

ロ 当該法人が譲渡事業年度のうち同一の年に属する期間中に譲渡をした土地等のいずれについても措法第 65 条の 7 から第 65 条の 9 まで又は第 65 条の 11 から第 66 条までの規定の適用を受けていないこと。

(3) 所得控除限度額

本制度により譲渡事業年度の損金の額に算入することができる所得控除限度額は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額となります。

① 法人が適用対象土地等の譲渡によって取得した対価の額又は交換取得資産の価額から、適用対象土地等の譲渡直前の帳簿価額とその譲渡に要した経費との合計額を控除した金額

② 1,000 万円（注 4）

（注 4） 当該譲渡の日の属する年における他の譲渡について、本制度により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額となります。

(4) 明細書の添付等

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等にこの制度により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書等に所得控除限度額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措法 65 の 5 の 2 ②）。

(5) 連結納税制度

連結納税制度においても、同様の措置が講じられています（措法 68 の 76 の 2、措令 39 の 104 の 2）。

〔適用時期〕

法人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に国内にある土地等を取得し、かつ、その所有期間が 5 年を超えるものの譲渡をした場合について適用されます（措法 65 の 5 の 2 ①、68 の 76 の 2 ①）。

2 平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例制度の創設

〔創設された制度の内容〕

法人が、先行取得土地等の取得をし、(2)に記載する適用要件を満たしている場合に、その後当該法人の所有する他の土地等（土地又は土地の上に存する権利をいい、棚卸資産に該当するものを除きます。以下「土地等」といいます。）の譲渡をしたときは、その先行取得土地等につき、他の土地等の譲渡をした日を含む事業年度において、(3)の圧縮限度額の範囲内で圧縮記帳（圧縮額の損金算入）を認めるという制度が創設されました（措法 66 の 2、措令 39 の 10 の 2、措規 22 の 9 の 5）。

(1) 先行取得土地等

本制度の適用対象となる先行取得土地等とは、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に取得をした国内にある土地等をいいます。

(2) 適用要件

本制度は、次の要件のいずれをも満たす場合に適用することができます。

イ 当該法人が先行取得土地等の取得をした日を含む事業年度の確定申告書の提出期限(注1)までに、一定の事項を記載した届出書(以下「先行取得土地等の届出書」といいます。)を納税地の所轄税務署長に提出していること。

(注1) 平成21年4月1日前に終了した事業年度(確定申告書の提出期限が平成21年4月30日前に到来した事業年度に限ります。)については、確定申告書の提出期限にかかわらず、先行取得土地等の届出書の提出期限が平成21年4月30日までとされています(改正法附則43⑩)。

ロ 先行取得土地等の取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その法人の所有する他の土地等の譲渡をしたこと。

(3) 圧縮限度額

圧縮限度額は、次の算式により計算した金額となります(措法66の2①)。

(算 式)

$$\text{圧縮限度額} = \text{他の土地等に係る譲渡利益金額(注2)} \times 80\% (\text{又は} 60\% (\text{注3}))$$

(注2) 譲渡利益金額とは、他の土地等の譲渡に係る対価の額から当該他の土地等の譲渡直前の帳簿価額(譲渡に要した費用がある場合には、当該経費を加算した金額)を控除した金額をいいます。なお、譲渡の日を含む事業年度において他の土地等の譲渡が2以上ある場合には、その合計額となります。

(注3) 先行取得土地等が平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をされたもののみである場合には、60%となります。

(注4) 法人が他の土地等の譲渡をした場合には、この圧縮限度額の範囲内で、その先行取得土地等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額が当該事業年度において、損金の額に算入されます。

(注5) 他の土地等の譲渡の日を含む事業年度においてこの特例制度を受けようとする先行取得土地等が2以上ある場合であって、当該他の土地等の譲渡利益金額の80%(又は60%)に相当する金額のうちに他の先行取得土地等に係るこの特例制度の適用を受ける部分の金額がある場合には、当該他の土地等の譲渡利益金額の80%(又は60%)に相当する金額から当該他の先行取得土地等の取得価額(他の先行取得土地等が2以上ある場合にはその合計額)に相当する金額を控除した金額が圧縮限度額となります。

(4) 明細書の添付等

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等にこの制度により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書等に圧縮額の損金算入に関する明細書を添付することが必要とされています(措法66の2②)。

(5) 連結納税制度

連結納税制度においても、同様の措置が講じられています(措法68の85の4、措令39の109の4、措規22の73の2、改正法附則58⑩)。

〔適用時期〕

法人が、平成21年1月1日以後に取得をする先行取得土地等について適用されます(改正法附則43⑨、58⑨)。

3 その他

資産譲渡の場合の課税の特例制度に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法62の3④⑤⑬、68の68④⑤⑬、措令38の4、39の97)	○ 適用停止措置の期限が平成25年12月31日まで5年延長されました。 ○ 適用除外措置の範囲から大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡が除外されました。	本制度は、平10.1.1から平25.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法63⑦、68の69⑦)	○ 適用停止措置の期限が平成25年12月31日まで5年延長されました。	(1)の適用時期等と同じとなります。
(3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の3①三、68の74、改正法附則43①②、58①②)	○ 適用対象から、草地利用権に係る土地等が農地法第75条の8第1項の裁定により買い取られる場合が除外されました。	農地法等一部改正法の施行の日前の裁定により買い取られたものについては、従来どおり適用されます。また、同日以後に同法附則7②の規定によりなお従前の例によることとされる草地利用権に係る土地等が旧農地法75の8①の裁定により買い取られる場合は、その買い取られる場合を改正後の規定に該当するものとみなして改正後の規定が適用されます。
(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の4①十三イ、68の75、措令39の5②②③⑥、39の103、改正法附則43⑤、58⑤) (旧措法65の4①十三イ、68の75、旧措令39の5②②③、39の103、改正法附則43③④、58③④)	○ 適用対象に、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「商店街活性化促進法」といいます。）に規定する商店街活性化事業又は商店街活性化支援事業の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人等により買い取られる場合が追加されました。 ○ 適用対象から、中小小売商業振興法に規定する高度化事業の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人等により買い取られる場合が除外されました。 ○ 適用対象に、農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて、同法の規定により創設される農	商店街活性化促進法の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。 商店街活性化促進法の施行の日前に買い取られた場合については従来どおり適用されます。また、同日前に認定を受けた計画に基づき同日以後に買い取られた場合については、その買い取られる場合を改正後の規定に該当するものとみなして改正後の規定が適用されます。 農地法等一部改正法の施行の日以後に行

改正事項	改正の内容	適用時期等
5④、39の103、措規22の5①三十、改正法附則43⑥、58⑥) (措法65の4①三)	地利用集積円滑化団体に買い取られる場合が追加されました。 ○ 一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために買い取られる場合について、適用期限が平成23年12月31日まで3年延長されました。	う土地等の譲渡について適用し、同日前行った土地等の譲渡については従来どおり適用されます。 —
(5) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (旧措法65の5①三、68の76、措令39の6②、39の104、措規22の6④四、旧措規22の6④六、改正法附則43⑦、58⑦、改正措令附則26③)	○ 適用対象から、農用地区域内にある土地等を農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により特定農業法人に譲渡した場合が除外されました。 ○ 適用対象に、農業経営基盤強化促進法に創設される農地利用集積円滑化団体に農用地区域内にある土地等を譲渡した場合が追加されました。	農地法等一部改正法の施行の日前に土地等を特定農業法人に譲渡した場合については、従来どおり適用されます。 農地法等一部改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用し、同日前行った土地等の譲渡については、従来どおり適用されます。
(6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (措法65の7①表十七、65の8①、65の9、68の78①表十七、68の79①、68の80) (措法65の7①表十四、68の78①表十四、措令39の7⑩三、39の106⑦三、措規22の7⑧、22の69⑥、改正法附則43⑧、58⑧、改正措令附則26④、40③) (措令39の7②、39の106⑩、改正措令附則26⑤、40④、平21財務省告示第110号、平21国土交通省告示第377号)	○ 長期所有の土地等に係る特定の資産の買換えの場合等の特例について、適用期限が平成23年12月31日まで3年延長されました。 ○ 農業振興地域の農用地区域等内にある土地等の買換えに係る措置について、対象となる土地等の譲渡の範囲に、農地利用集積円滑化団体に対し、その農地利用集積円滑化団体が行う農地売買等事業のために譲渡をされる場合の土地等の譲渡が追加されました。 ○ 船舶から船舶への買換えに係る措置について、対象となる漁船以外の船舶については、財務大臣が指定するものから、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。	— 農地法等一部改正法の施行の日以後に取得をする土地等について適用し、同日前に取得をした土地等については、従来どおり適用されます。 平21.4.1以後に取得をする船舶については、同日前に取得をした船舶については、従来どおり適用されます。
(7) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例 (措法65の13①、68の84①)	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—

Ⅲ 国際課税に関する改正

1 外国子会社配当益金不算入制度の創設

〔創設された制度の内容〕

内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配の額（以下「剰余金の配当等の額」といいます。）がある場合には、その剰余金の配当等の額のうち(2)に記載する益金不算入額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととされました（法 23 の 2、法令 22 の 3）。

(1) 外国子会社の範囲

本制度において外国子会社とは、次の①及び②の要件を満たす外国法人をいい、次の 2 までにおいて同じです（法令 22 の 3 ①）。

① 次に掲げる割合のいずれかが 25%以上であること。

- i その外国法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額（以下「発行済株式等」といいます。）のうちにその内国法人が保有している株式又は出資の数又は金額の占める割合（注 1）
- ii その外国法人の発行済株式等のうちの議決権のある株式又は出資の数又は金額のうちにその内国法人が保有している株式又は出資の数又は金額の占める割合

② 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日（注 2）以前 6 月以上（注 3）、①の状態が継続していること。

（注 1）連結法人である内国法人が当該事業年度において外国法人から受ける剰余金の配当等の額があるときは、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人の保有している株式又は出資の数又は金額は、当該内国法人が保有している株式又は出資の数又は金額に含まれます。この(1)において同じです。

（注 2）剰余金の配当等の額が法第 24 条第 1 項のみなし配当（資本の払戻しに係る部分を除きます。）である場合には、剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日の前日となります。

（注 3）外国法人が剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前 6 月以内に設立された法人である場合には、その設立の日からその確定する日までの期間となります。

（注 4）内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（その内国法人との間に連結完全支配関係があるものを除きます。以下「被合併法人等」といいます。）からその外国法人の発行済株式等の 25%以上に相当する数若しくは金額の株式若しくは出資又はその外国法人の発行済株式等のうちの議決権のある株式若しくは出資の数若しくは金額の 25%以上に相当する数若しくは金額の株式若しくは出資の移転を受けた場合における、その被合併法人等がこれらの株式又は出資を保有していた期間は、その内国法人がこれらの株式又は出資を保有していた期間とみなされます（法令 22 の 3 ③）。

（注 5）租税条約（法第 139 条に規定する条約をいい、我が国以外の締約国の居住者である法人が納付する租税を我が国の租税から控除する定め（以下「二重課税排除条項」といいます。）があるものに限ります。）の二重課税排除条項において上記 i 又は ii に掲げる割合として 25%未満の割合が定められている場合には、「25%」とあるのは「二重課税排除条項に定める割合」となります（法令 22 の 3 ④）。

(2) 益金不算入額

益金不算入額は、次の算式により計算した金額となります。

（算 式）

$$\text{益金不算入額} = \text{剰余金の配当等の額} - (\text{剰余金の配当等の額} \times 5\%) \text{ (注 6)}$$

（注 6）外国子会社から受ける剰余金の配当等の額につき益金不算入とする際、その剰余金の配当等の額の 5%に相当する金額を剰余金の配当等の額に係る費用に相当するものとして、その剰余金の配当等の額から控除することとなります（法令 22 の 3 ②）。

(3) 明細書の添付等

この制度の適用を受けるためには、確定申告書に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細書を添付するとともに、次に掲げる書類を保存していることが必要とされています（法 23 の 2 ②、法規 8 の 5）。

- イ 剰余金の配当等の額を支払う外国法人が外国子会社に該当することを証する書類
- ロ 外国子会社の剰余金の配当等の額に係る事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書その他これらに類する書類
- ハ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額がある場合には、その外国源泉税等の額を課されたことを証するその外国源泉税等の額に係る申告書の写し又はこれに代わるべきその外国源泉税等の額に係る書類及びその外国源泉税等の額が既に納付されている場合にはその納付を証する書類

（注 7）なお、この場合において、益金の額に算入されない金額は、その金額として明細書に記載された金額が限度とされます。

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、同様となります（法 81 の 3）。

〔適用時期〕

平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において外国子会社から受ける剰余金の配当等の額について適用されます（改正法附則 6）。

2 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入制度の創設

上記 1 の外国子会社配当益金不算入制度の創設に伴い、次の制度が創設されました。

〔創設された制度の内容〕

(1) 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入制度の創設

内国法人が上記 1 の外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける場合（剰余金の配当等の額の計算の基礎となる外国子会社の所得のうち内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準としてその内国法人に対して外国法人税が課される場合（その課された日の属する事業年度においてその外国子会社からその剰余金の配当等の額を受けていない場合に限り。）を含みます。）には、その剰余金の配当等の額に係る次に掲げる外国源泉税等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました（法 39 の 2、法令 78 の 2）。

〔外国源泉税等の額〕

- ① 剰余金の配当等の額を課税標準として源泉徴収の方法に類する方法により課される外国法人税の額
- ② 剰余金の配当等の額の計算の基礎となった外国子会社の所得のうち内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準としてその内国法人に対して課される外国法人税の額

(2) 還付金等の益金不算入制度に係る規定の整備

上記(1)の外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入制度により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない外国源泉税等の額が減額された場合には、その減額された金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととされました（法 26②）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、同様となります（法 81 の 3）。

〔適用時期〕

- (1) 創設された制度の内容の(1)は、平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額について適用されます（改正法附則 10）。
- (2) 創設された制度の内容の(2)は、平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において減額される外国源泉税等の額について適用されます（改正法附則 7 ①）。

3 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等

内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等に係る規定について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入 （措法66の6①、68の90①、措令39の16、改正法附則44、59、改正措令附則27、41） （措法66の8①～③、68の92①～③、改正法附則44、59）	○ 特定外国子会社等が支払う剰余金の配当等の額は、適用対象金額及び課税対象金額の計算上控除しないこととされました。 ○ 特定外国子会社等が子会社（特定外国子会社等が発行済株式等の25%以上の株式等を、剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上引き続き有している法人をいいます。）から受ける剰余金の配当等の額は、確定申告書への明細書の添付を要件として、適用対象金額の計算上控除することとされました。 ○ 内国法人が特定外国子会社等（外国子会社配当益金不算入制度における外国子会社に該当するものを除きます。）から受ける剰余金の配当等の額のうち特定課税対象金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととされました。また、内国法人が特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けるものに限ります。）のうち特定課税対象金額に達するまでの金額についてその剰余金の配当等の額に係る費用に相当する金額を控除しないで益金不算入額を計算する等の措置が講じられました。 （注）特定課税対象金額とは、内国法人の剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において益金の額に算入された課税対象金額のうち一定のものの合計額をいいます。	特定外国子会社等の平21.4.1以後に開始する事業年度に係る適用対象金額及び課税対象金額について適用されます。 同 上 特定外国子会社等から剰余金の配当等（特定外国子会社等の平21.4.1以後に開始する事業年度に係るものに限り、）を受ける場合に適用されます。
(2) 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額の益金算入 （措法66の9の2～5、68の93の2～5、措令39の20の2～8、改正法附則45、60、改正措令附則28、42）	○ (1)と同様の改正が行われました。	(1)の適用時期等と同じとなります。

4 外国組合員に対する課税の特例制度の創設

〔創設された制度の内容〕

投資組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約及び外国組合契約をいいます。以下同じです。）を締結している組合員である外国法人で特定外国法人に該当するものについては、国内に恒久的施設を有しない外国法人とみなして、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用をすることとされました（措法 67 の 16）。

(1) 特定外国法人

本制度において特定外国法人とは、次のいずれにも該当する外国法人をいいます（措法 67 の 16①、41 の 21①、措令 26 の 30）。

イ その投資組合契約に基づいて行う事業（以下「投資組合事業」といいます。）につき国内に恒久的施設を有する外国法人（注1）

（注1）恒久的施設を有する外国法人とは、支店、工場その他事業を行う一定の場所を有する外国法人など法第141条第1号から第3号までに掲げる外国法人をいいます。

ロ 次に掲げる要件を満たす外国法人

- ① その投資組合契約によって成立する投資組合の有限責任組合員であること。
- ② その投資組合契約に基づいて行う事業に係る業務の執行として、次に掲げる行為を行わないこと。
 - i 投資組合事業に係る業務の執行（以下「業務執行」といいます。）
 - ii 投資組合事業に係る業務執行の決定
 - iii 投資組合事業に係る業務執行又は業務執行の決定についての承認、同意その他これらに類する行為
- ③ その投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合が 25%に満たないこと。
- ④ その投資組合契約によって成立する投資組合の無限責任組合員が当該外国法人の役員であるなど、当該外国法人が当該無限責任組合員と特殊の関係のある者でないこと。
- ⑤ その投資組合契約に基づいて国内において事業を行っていないとしたならば、国内に恒久的施設を有しない外国法人に該当すること。

(2) 適用要件

この制度は、特定外国法人が特例適用申告書の提出など、次に掲げる要件を満たしている場合に、当該特例適用申告書の提出の日（注2）以後の期間について適用されます（措法 67 の 16②、41 の 21③）。

イ 制度の適用を受けようとする旨、その者の名称及び住所その他所定の事項を記載した特例適用申告書に次に掲げる書類を添付し、これを投資組合契約に係る投資組合の無限責任組合員で所得税法第161条第1号の2に掲げる国内源泉所得の配分の取扱いをする者（以下「配分の取扱者」といいます。）を経由して、その国内源泉所得に係る納税地の所轄税務署長に提出していること。

〔添付書類〕

上記(1)のロの①から③までの要件を満たすものであることを証する書類として、本制度の適用を受けようとする投資組合契約の契約書の写し（その契約書が外国語で作成されたものである場合には、その翻訳文を含みます。以下、（注5）において同じです。）（措規 22 の 19 の 2①、19 の 12②）

ロ その投資組合契約の締結の日（注3）からその提出の日までの間継続して上記(1)のロに掲げる要件を満たしていること。

（注2） 特例適用申告書が上記の所轄税務署長に提出されたときには、その特例適用申告書に係る配分の取扱者においてその受理がされた日に提出があったものとみなされますので、この場合には当該配分の取扱

- 者において特例適用申告書が受理された日から本制度の適用があります（措法 67 の 16②、41 の 21⑤）。
- (注3) 平成 21 年 4 月 1 日前から引き続いて投資組合契約を締結している組合員である外国法人であって、同日において上記(1)のロに掲げる要件を満たしている者が、その締結の日から同日まで継続して上記(1)のロの①から④までに掲げる要件を満たしている場合には、「その投資組合契約の締結の日」を「平成 21 年 4 月 1 日」と読み替えて上記ロの要件を満たしているかどうかの判定を行うこととされています（改正措令 附則 32①）。
- (注4) 特例適用申告書を提出する者は、その提出の際、その経由する配分の取扱者にその者が外国法人に該当することを証する書類を提示しなければならないものとされています。また、配分の取扱者は、特例適用申告書に記載されている名称及び住所をその書類により確認する必要があります（措法 67 の 16②、41 の 21⑥）。
- (注5) 特例適用申告書を提出した者が、その提出後、その特例適用申告書に記載した事項の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に国内源泉所得を有することとなった日を含む事業年度の申告書の提出期限までに、その変更した後の名称及び住所その他所定の事項を記載した書類並びに投資組合契約の内容の変更後においても上記(1)のロの①から③の要件を満たすものであることを証する書類として本制度の適用を受けようとする投資組合契約の契約書の写しを、その配分の取扱者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります（措法 67 の 16②、41 の 21⑦）。
- (注6) 特例適用申告書を提出した外国法人は、この制度の適用により法人税の課税所得とされないこととなる国内源泉所得に係る所得の金額を有する場合には、その国内源泉所得に係る所得の金額を有することとなった日を含む事業年度の申告書の提出期限までに、特例適用申告書の提出年月日や法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の種類及び金額など所定の事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（措法 67 の 16③、措令 39 の 33①、措規 22 の 19 の 2②）。

(3) 適用の終了

特例適用申告書を提出した外国法人が上記(1)のロに掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、その満たさなくなった日以後は本制度の適用はありません（措法 67 の 16②、41 の 21④）。

〔適用時期〕

この規定は、適用要件を満たす外国法人が平成 21 年 4 月 1 日以後に有する国内源泉所得について適用されます（改正法附則 50）。

5 恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例

投資組合契約に係る規定について、次の制度が創設されました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例（措令 39 の 33 の 2、改正措令 附則 33）	○ 次の①又は②の株式等の譲渡（保有期間が 1 年未満である株式等の譲渡及び一定の破綻金融機関株式の譲渡を除きます。）が行われた場合には、当該株式等の譲渡が事業譲渡類似の株式等の譲渡に該当するかどうかの判定については、①又は②の組合員ごとに計算した当該株式等の保有割合によることとされました。 ① 上記 4 の特例の適用を受けた投資組合契約を締結している組合員である外国法人が、その投資組合を通じて行う株式等の譲渡 ② 国内に恒久的施設を有しない投資組合の組合員である外国法人で有限責任組合員であるもの（投資組合の業務を執行していないものに限ります。）が、その投資組合を通じて行う株式等の譲渡（その組合員である外国法人ごとに計算した当該株式の保有割合が 25% 未満である場合の譲渡に限ります。）	国内に恒久的施設を有しない外国法人が平 21. 4. 1 以後に行う内国法人の株式等の譲渡について適用されます。

6 その他

その他、国際課税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 間接外国税額控除制度 (旧法28、69⑧⑨⑪～⑭、81の5、81の15⑧⑨⑪～⑭、旧令27、146～149、150の2、150の3、155の12、155の35～155の38、155の40、155の41、改正法附則8、12②、15、16②、改正法令附則5、13、17、21)	○ 外国子会社配当益金不算入制度の創設に伴い、間接外国税額控除制度及び法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入制度が廃止されました。	平21.4.1前に開始した事業年度において外国子会社から受けた配当等の額がある場合には、同日から3年を経過する日以前に開始する各事業年度において外国子会社及び外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、これらの配当等の額に係るものについては、従来どおり適用されます。
(2) 外国税額控除制度 (法69①、81の15①、旧法令141③三四④⑤、法令142の3⑤～⑧、155の27⑤⑥、改正法附則12①、16①、改正法令附則10)	○ 外国法人税の範囲の明確化を図るとともに、外国税額控除の対象とならない外国法人税の額に外国子会社配当益金不算入制度の対象となる剰余金の配当等の額に対して課される外国法人税の額等を追加することとされました。	平21.4.1以後に開始する事業年度において納付することとなる外国法人税について適用され、同日前に開始した事業年度において納付することとなった外国法人税については、従来どおり適用されます。
(法69⑧、81の15⑧、改正法附則12③、16③)	○ 外国税額控除の適用を受けた外国法人税の額が後に減額された場合において、その減額に係る事業年度の控除対象となる外国法人税の額からその減額された外国法人税の額を控除する等の措置の適用について、外国税額控除の適用を受けた事業年度開始の日後7年以内に開始する各事業年度において減額された場合に限ることとされました。	平21.4.1以後に開始する事業年度において減額される外国法人税の額について適用され、同日前に開始した事業年度において減額された外国法人税の額については、従来どおり適用されます。
(法69⑩～⑫、法81の15⑨～⑪、法規29の3、30、37の6、37の7、改正法附則12④～⑥、16④～⑥)	○ 外国税額控除の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている書類のうち、一定の書類については添付することに代えて保存することにより適用を受けることができることとされました。	平21.4.1以後に開始する事業年度において外国税額控除の適用を受ける場合について適用され、同日前に開始した事業年度において外国税額控除の適用を受けた場合については従来どおり適用されます。
(3) 特定同族会社の特別税率 (法67③三四、	○ 留保金額の範囲について、外国子会社配当益金不算入制度の創設に伴い、①この制度によって益金の額に算入されなか	平21.4.1以後に開始する事業年度におい

改正事項	改正の内容	適用時期等
81の13②二四、令155の43②二四、改正法附則1)	った剰余金の配当等の額及び②損金不算入とされた外国源泉税等の額が減額された場合に益金の額に算入されなかった金額が含まれることとなりました。	て受ける剰余金の配当等の額及びその剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額について適用されます。
(4) 解散による清算所得の金額の計算 (法93②三、法令164の2、改正法附則18①) (法93②四、改正法附則18②) (法93②四、改正法附則18③) (法96、改正法附則18④)	○ 解散時の利益積立金額等に含まれるものに次の金額が追加されました。 イ 清算中に外国子会社から受けた剰余金の配当等の額のうち一定の金額 ロ 外国子会社から受けた剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額が、清算中に減額された場合のその減額された金額 ○ 解散時の利益積立金額等に含まれる外国法人税の額で清算中に還付を受けたものについては、外国税額控除の適用を受けた事業年度開始の日後7年以内に開始する事業年度において減額されたものに限ることとされました。 ○ 残余財産の価額に、外国子会社から清算中に受けた剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額を算入することとされました。	平21.4.1以後に解散をする内国普通法人等が清算中に受ける剰余金の配当等の額について適用されます。 平21.4.1以後に解散をする内国普通法人等が清算中に減額される外国源泉税等の額について適用されます。 平21.4.1以後に開始する清算中の事業年度において減額される外国法人税の額について適用され、同日前に開始したものについては従来どおり適用されます。 平21.4.1以後に解散をする内国普通法人等が清算中に受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額について適用されます。
(5) 利益積立金額 (法令9①一ハ、ニ、9の2①一口、ニ、改正法附則6、7、改正法令附則2)	○ 利益積立金額を構成するものの範囲に、法第23条の2《外国子会社から受ける配当等の益金不算入》の規定の適用を受けた外国子会社から受ける剰余金の配当等の額及び法第26条《還付金の益金不算入》の規定により益金不算入となる外国源泉税等の減少額が追加されました。	平21.4.1以後に開始する事業年度において受ける剰余金の配当等の額及びその剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額について適用されます。
(6) 国内にある資産の所得 (法令177②三、改正法令附則22)	○ 振替口座簿に記載又は記録がされている社債等について、国内源泉所得となる国内にある資産の譲渡による所得の範囲の整備が行われました。	平21.4.1以後に行う資産の譲渡により生ずる所得について適用し、同日前に行った資産の譲渡により生ずる所得については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(7) 国内業務に係る貸付金の利子(法138六、法令180④⑤、措法67の11①、措令39の30①②、改正法令附則1)	○ 一定の債券の買戻又は売戻条件付売買取引から生ずる差益について、国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子に含まれることが明確化されるとともに、特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税措置について所要の整備が行われました。	平21.4.1から施行されます。
(8) 振替国債の利子等の非課税等(措法67の17③④、措令39の33の3②、改正法令附則51)	○ 外国法人が受ける割引債の償還差益について、次のとおりとされました。 イ 外国法人が発行する割引債の償還差益(その外国法人の国内において行う事業に帰せられる部分に限ります。)について、源泉徴収の上、法人税課税の対象とされました。 ロ 国内に恒久的施設を有しない外国法人が受ける割引債の償還差益について、法人税の申告の対象から除外されました。	平21.4.1以後に発行する割引債の償還差益について適用されます。 平21.4.1以後に発行される割引債につき外国法人が支払を受ける償還差益について適用されます。

IV 減価償却制度に関する改正

1 エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却制度の整備

〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成4年4月1日から平成22年3月31日までの期間内にエネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をして、これを取得等の日から1年以内に国内にあるその法人の事業の用に供した場合(次に掲げる減価償却資産のうち、イからへまでについては貸付けの用に供した場合、ニ及びホについては電気事業の用に供した場合、ト及びチについては住宅の用に供した場合をそれぞれ除きます。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除きます。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。)において、そのエネルギー需給構造改革推進設備等の基準取得価額(取得価額又は取得価額に一定の割合(50%)を乗じて計算した金額をいいます。)の30%の特別償却を認めるというものです(旧措法42の5①)。

適用対象資産

- | | |
|---------------------|----------------------|
| イ エネルギー有効利用製造設備等 | ホ その他の石油代替エネルギー利用設備等 |
| ロ エネルギー有効利用付加設備等 | ヘ 電気供給安定化設備(50%) |
| ハ 電気・ガス需要平準化設備(50%) | ト エネルギー使用合理化設備 |
| ニ 新エネルギー利用設備等 | チ エネルギー使用制御設備 |

※()書きは、基準取得価額の算出割合(取得価額に乘じる割合)を表します。

〔改正の内容〕

(1) 即時償却制度の導入

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をした場合の特別償却限度額は、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、その事業の用に供した事業年度において即時償却ができることとされました(措法42の5⑥)。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 42 の 5 ①）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（措法 68 の 10 ①⑥）。

〔適用時期〕

平成 21 年 4 月 1 日以後に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等について適用されます（改正法附則 39、55）。

2 資源需給構造変化対応設備等の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人（以下「青色申告法人」といいます。）で、(1)に記載する適用対象法人に該当するものが、産業活力再生措置法一部改正法の施行の日（平成 21 年 6 月 22 日）から平成 24 年 3 月 31 日までの間に、(2)に記載する適用対象資産の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除きます。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、(3)の特別償却限度額の特別償却を認めるという制度が創設されました（措法 44 の 3 ②）。

(1) 適用対象法人

青色申告法人で次に掲げる法人が対象となります（措法 44 の 3 ②、措令 28 の 6 ③）。

- イ 産業活力再生革新措置法第 11 条第 1 項に規定する資源生産性革新計画（同条第 4 項の規定に基づき同法第 2 条第 12 項に規定する資源生産性革新設備等を導入する旨の記載があるものに限り。）について同法第 11 条第 1 項に規定する認定を受けた法人（その認定を受けた計画に記載された関係事業者及び当該計画に従って合併により設立された法人を含みます。）
- ロ 産業活力再生革新措置法第 16 条第 1 項に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画について同項に規定する認定を受けた法人

(2) 適用対象資産

資源需給構造変化対応設備等（注）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（所有権移転外リース取引により取得したものをその事業の用に供した場合を除きます。）が対象となります。

（注）「資源需給構造変化対応設備等」とは、機械及び装置その他の減価償却資産で次に掲げるものをいいます（措法 44 の 3 ②一、二）。

- イ その法人が認定を受けた資源生産性革新計画に記載された資源生産性革新設備等
- ロ その法人が認定を受けた資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された資源制約対応製品生産設備

(3) 特別償却限度額

特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 44 の 3 ②）。

$$\text{（算 式）} \\ \text{特別償却限度額} = \text{資源需給構造変化対応設備等の取得価額} \times 30\% \text{（注）}$$

（注）資源需給構造変化対応設備等が建物及び附属設備である場合には、15%となります。

(4) 平成 23 年 3 月 31 日までの期間内に資源需給構造変化対応設備等の取得等をした場合の即時償却

平成 21 年 6 月 22 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間内に、資源需給構造変化対応設備等の取得等をした場合の特別償却限度額は、当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、その事業の用に供した事業年度において即時償却ができることとされました（措法 44 の 3③）。

(5) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に次の書類を添付することが必要とされています（措法 44 の 3④、措令 28 の 6④、措規 20 の 10②）。

イ 償却限度額の計算に関する明細書

ロ その機械及び装置その他の減価償却資産が上記(1)のイ又はロの計画に記載されていることが明らかとなる書類

ハ 上記(1)のイ又はロの計画について産業活力再生革新措置法第 75 条第 1 項第 7 号又は第 9 号に定める大臣が認定をした旨を証する書類の写し

(6) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(5)までの措置に準じた改正が行われています（措法 68 の 21②③、措令 39 の 51③④、措規 22 の 32②）。

〔適用時期〕

産業活力再生措置法一部改正法の施行の日（平成 21 年 6 月 22 日）以後に取得等をする資源需給構造変化対応設備等について適用されます（改正法附則 40⑥、56⑥）。

3 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人（以下「青色申告法人」といいます。）で、(1)に記載する適用対象法人に該当するものが、米穀新用途利用促進法の施行の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、(2)に記載する適用対象資産の取得等をして、これを同法第 2 条第 7 項に規定する生産製造連携事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、(3)の特別償却限度額の特別償却を認めるという制度が創設されました（措法 44 の 7）。

(1) 適用対象法人

青色申告法人で米穀新用途利用促進法第 4 条第 1 項に規定する生産製造連携事業計画（以下「生産製造連携事業計画」といいます。）について同項の認定を受けた法人が対象となります（措法 44 の 7①）。

(2) 適用対象資産

新用途米穀加工品等製造設備（注）でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（所有権移転外リース取引により取得したものをその用に供した場合を除きます。）が対象となります。

（注）「新用途米穀加工品等製造設備」とは、認定に係る生産製造連携事業計画（米穀新用途利用促進法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置で米穀新用途利用促進法第 2 条第 1 項に規定する新用途米穀加工品又は新用途米穀加工品を

原材料とする加工品の製造以外に使用することができないもののうち米穀の新用途への利用に著しく資するものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して指定したものをいいます（措令 28 の 8 の 2 ①③）。

(3) 特別償却限度額

特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 44 の 7 ①）。

（算 式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{新用途米穀加工品等製造設備の取得価額} \times 30\%$$

(4) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に次の書類を添付することが必要とされています（措法 44 の 7 ②、措令 28 の 8 の 2 ②、措規 20 の 15）。

- イ 償却限度額の計算に関する明細書
- ロ その機械及び装置が生産製造連携事業計画に記載されていることが明らかとなる書類
- ハ 農林水産大臣がその生産製造連携事業計画について米穀新用途利用促進法第 4 条第 1 項の認定をした旨を証する書類の写し

(5) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(4)までの措置に準じた措置が講じられています（措法 68 の 26、措令 39 の 53、措規 22 の 37）。

〔適用時期〕

米穀新用途利用促進法の施行の日以後に取得又は製作をする新用途米穀加工品等製造設備について適用されます（改正法附則 40⑦、56⑦）。

4 その他

その他の減価償却制度等について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却 （措法 42 の 7、68 の 12、措令 27 の 7 ⑤、39 の 42 ⑤、改正措令附則 21、35、旧平 9 大蔵省告示第 221 号、平 21 財務省告示第 107 号、平 21 国土交通省告示第 373 号） （措法 42 の 7 ①⑤、68 の 12 ①⑤）	○ 特定旅館業を営む大規模法人に係る措置の対象設備となる機械及び装置並びに器具及び備品は、財務大臣が指定するものから、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。 ○ 次の設備が特定旅館業を営む大規模法人に係る措置の適用対象から除外されました。 ・国際放送受信設備 ○ 適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。	平 21. 4. 1 以後に取得等をする事業基盤強化設備について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平 21. 3. 31 前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。 —
(2) 特定設備等の特別償却 （措法 43 ①表二、68 の 16 ①表二、措令 28 ④～⑥⑪、39 の 46 ⑤～	○ 公害防止用設備の特別償却について、指定物質回収設備に係る適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで 2 年、揮発性有機化合物排出抑制設備に係る適用期限が平成 22 年 3 月 31 日まで 1 年、それぞれ延長されました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等												
⑦、改正法附則40①、56①、改正措令附則22①、36①、昭48大蔵省告示第69号、平21財務省告示第108号、平21国土交通省告示第376号)	○ 船舶の特別償却について、次の改正が行われました。 イ 特別償却率の見直し <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶（環境への負荷の低減に著しく資するもの）</td><td>16%</td><td>18%</td></tr> <tr> <td>外航船舶（措法59の2①の規定（トン数標準税制）の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外のもの）</td><td>18%</td><td>16%</td></tr> </tbody> </table> ロ 対象となる船舶については、財務大臣が指定するものから、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。 ハ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	内航船舶（環境への負荷の低減に著しく資するもの）	16%	18%	外航船舶（措法59の2①の規定（トン数標準税制）の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外のもの）	18%	16%	平21.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。 同 上 —			
対 象 資 産	改正前	改正後												
内航船舶（環境への負荷の低減に著しく資するもの）	16%	18%												
外航船舶（措法59の2①の規定（トン数標準税制）の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外のもの）	18%	16%												
(3) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却(措法43の2①、68の17①、改正法附則40②、56②)	○ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化学術研究施設</td><td>20%</td><td>16%</td></tr> <tr> <td>うち建物及び附属設備</td><td>10%</td><td>8%</td></tr> </tbody> </table> ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	文化学術研究施設	20%	16%	うち建物及び附属設備	10%	8%	平21.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —			
対 象 資 産	改正前	改正後												
文化学術研究施設	20%	16%												
うち建物及び附属設備	10%	8%												
(4) 保全事業等資産の特別償却(旧措法43の3、68の18、旧措令28の3、39の47、改正法附則40③、56③、改正措令附則22②、36②)	○ 適用期限（平成21年3月31日）の到来をもって廃止されました。	平21.4.1前に保全事業等の計画の認定を受けた法人については、その認定の日から3年以内の期間内に取得等をする保全事業等資産については、従来どおり適用されます。												
(5) 地震防災対策用資産の特別償却(措法44①表一、68の19①表一、措令28の4①②④、39の48、改正法附則40④、56④、改正措令附則22③、平21内閣府告示第12号)	○ 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等における措置について、次のとおりとされました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 資 産</td><td>移動式消化設備及び動力消防ポンプ、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯用発電機及び照明器具並びに防水用井戸</td><td>緊急地震速報受信装置（一体として取得等をする感震装置及び緊急遮断装置を含みます。） (注)対象資産は、内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定したものとされています。</td></tr> <tr> <td>特別償却率</td><td>8%</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>適用期限</td><td>平成21年3月31日まで</td><td>平成23年3月31日まで</td></tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	対 象 資 産	移動式消化設備及び動力消防ポンプ、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯用発電機及び照明器具並びに防水用井戸	緊急地震速報受信装置（一体として取得等をする感震装置及び緊急遮断装置を含みます。） (注)対象資産は、内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定したものとされています。	特別償却率	8%	20%	適用期限	平成21年3月31日まで	平成23年3月31日まで	平21.4.1以後に取得等をする地震防災対策用資産について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
	改正前	改正後												
対 象 資 産	移動式消化設備及び動力消防ポンプ、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯用発電機及び照明器具並びに防水用井戸	緊急地震速報受信装置（一体として取得等をする感震装置及び緊急遮断装置を含みます。） (注)対象資産は、内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定したものとされています。												
特別償却率	8%	20%												
適用期限	平成21年3月31日まで	平成23年3月31日まで												
(6) 集積区域における集積産業用資産の特別償却(措法44の2	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—												

改正事項	改正の内容	適用時期等
①、68の20①) (地域産業活性化法施行令3①三)	(注) 地域産業活性化法施行令の改正により、対象業種に窯業・土石製品製造業(炭素繊維製造業を含みます。)が追加されました。	
(7) 事業革新設備等の特別償却(旧事業革新設備の特別償却)(措法44の3①、68の21①、措令28の6①、39の51①、措規20の10、22の32、改正法附則40⑤、56⑤、改正措令附則22④、36③) (措法44の3①、68の21①)	○ 対象となる計画から共同事業再編計画及び技術活用事業革新計画が除外されました。 ○ 産業活力再生革新措置法に規定する特定事業革新設備又は経営資源融合計画に記載された事業革新設備に対する特別償却率が30%から25%に引き下げられました。 ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	産業活力再生措置法一部改正法の施行の日(平成21年6月22日)以後に取得等をする事業革新設備について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
(8) 特定電気通信設備等の特別償却(措法44の4、68の23、措令28の7②③⑥⑦、39の52②③⑥、改正措令附則22⑤、36④、平21総務省告示第212号)	○ 対象設備については、総務大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。	平21.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(9) 共同利用施設の特別償却(措法44の5、68の24)	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—
(10) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45、68の27、措令28の9①一イ、39の56、措規20の16) (措令28の9①一口) (措令28の9①一ハ) (措令28の9①一二) (措令28の9⑤、措規20の16②、改正措令附則22⑦) (旧措令28の9①⑤、改正法附則40⑧、56⑧、改正措令附則22⑥、36⑤) (措法45①表一、措令28の9①一ホ⑤四⑦、改正法附則40⑨、56	○ 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却について、その適用期間が、製造業にあつては公示の日から25年間(改正前は23年間)に延長され、旅館業にあつては平成23年3月31日まで2年間延長されました。 ○ 過疎地域における工業用機械等の特別償却については、適用期間が平成22年3月31日まで1年間延長されました。 ○ 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却については、適用期間が公示の日から18年間(改正前は16年間)に延長されました。 ○ 奄美群島における工業用機械等の特別償却については、適用期間が平成23年3月31日まで2年間延長されました。 ○ 奄美群島における工業用機械等の対象事業に情報通信産業等が追加されました。 ○ 対象地域から水源地域が除外されました。 ○ 対象地域に山村振興法の振興山村が追加されました。なお、追加された内容は次のとおりです。	— — — — 平21.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。 平21.4.1前に水源地域として指定された地区内において同日から平24.3.31までの間に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平21.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等										
⑨)	<table><tr><td></td><td>改正後</td></tr><tr><td>対象事業</td><td>製造業、旅館業及びソフトウェア業</td></tr><tr><td>対象設備</td><td>機械装置（旅館業の用に供するものを除きます。）、建物等で一の生産設備に係る取得価額の合計額が2,000万円超のもの</td></tr><tr><td>特別償却率</td><td>10% (建物及び附属設備については6%)</td></tr><tr><td>適用期間</td><td>山村振興法第7条第4項の規定による公示の日（その日が平成21年4月1日前である場合には、同日）から平成23年3月31日まで</td></tr></table>		改正後	対象事業	製造業、旅館業及びソフトウェア業	対象設備	機械装置（旅館業の用に供するものを除きます。）、建物等で一の生産設備に係る取得価額の合計額が2,000万円超のもの	特別償却率	10% (建物及び附属設備については6%)	適用期間	山村振興法第7条第4項の規定による公示の日（その日が平成21年4月1日前である場合には、同日）から平成23年3月31日まで	
	改正後											
対象事業	製造業、旅館業及びソフトウェア業											
対象設備	機械装置（旅館業の用に供するものを除きます。）、建物等で一の生産設備に係る取得価額の合計額が2,000万円超のもの											
特別償却率	10% (建物及び附属設備については6%)											
適用期間	山村振興法第7条第4項の規定による公示の日（その日が平成21年4月1日前である場合には、同日）から平成23年3月31日まで											
(11) 医療用機器等の特別償却（措法45の2、68の29、措令28の10②③④⑥⑩、39の58②③④、改正法附則40⑩、56⑩、改正措令附則22⑧、36⑥、平21厚生労働省告示第248号、第250号）	○ 適用対象設備について、次の改正が行われました。 イ 一般医療用機器について、対象となる機器を高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの又は医療機器として薬事法に規定する高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器で、厚生労働大臣の指定を受けてから2年以内のものに限定されました。 ロ 医療の安全の確保に資する機器について、対象となる機器を厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。 ハ 対象設備に新型インフルエンザ対策に資する機器が追加されました。なお、追加された内容は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>改正後</td></tr><tr><td>対象設備</td><td>簡易陰圧装置（厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの）</td></tr><tr><td>特別償却率</td><td>20%</td></tr><tr><td>適用期間</td><td>平成21年4月1日から 平成23年3月31日まで</td></tr></table> ニ 建替え病院用等建物について、適用要件である医療の提供体制の整備に資するための基準が見直されました。 ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。		改正後	対象設備	簡易陰圧装置（厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの）	特別償却率	20%	適用期間	平成21年4月1日から 平成23年3月31日まで	平21.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。 同 上 同 上 同 上 —		
	改正後											
対象設備	簡易陰圧装置（厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの）											
特別償却率	20%											
適用期間	平成21年4月1日から 平成23年3月31日まで											
(12) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等（措法46の2①、68の31①）	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—										
(13) 事業所内託児施設等の割増償却（措法46の4①、68の33①）	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—										
(14) 優良賃貸住宅の割増償却（措法47③、68の34③、措令29の4、39の63、改正法附則40⑪⑫、56⑪⑫、改正措令附則22⑨）	○ 高齢者向け優良賃貸住宅について、次のとおり割増率が改正されました。	高齢者居住安定法一部改正法の施行の日以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用され										

改正事項	改正の内容	適用時期等																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>耐用年数35年未満のもの</td><td>28%</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>耐用年数35年以上のもの</td><td>40%</td><td>55%</td></tr> <tr> <td>支援施設一体型以外の高齢者向け優良賃貸住宅</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>耐用年数35年未満のもの</td><td>28%</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>耐用年数35年以上のもの</td><td>40%</td><td>28%</td></tr> </tbody> </table> (措法47③、68の34③) ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	対象資産	改正前	改正後	支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設			耐用年数35年未満のもの	28%	40%	耐用年数35年以上のもの	40%	55%	支援施設一体型以外の高齢者向け優良賃貸住宅			耐用年数35年未満のもの	28%	20%	耐用年数35年以上のもの	40%	28%	ます。 —
対象資産	改正前	改正後																					
支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設																							
耐用年数35年未満のもの	28%	40%																					
耐用年数35年以上のもの	40%	55%																					
支援施設一体型以外の高齢者向け優良賃貸住宅																							
耐用年数35年未満のもの	28%	20%																					
耐用年数35年以上のもの	40%	28%																					
(15) 特定再開発建築物等の割増償却 (措法47の2③、68の35③、措令29の5①③、39の64①③、改正法附則40⑬⑭、56⑬⑭、改正措令附則22⑩) (措法47の2①、68の35①)	○ 都市再開発法の施設建築物に係る措置の対象建築物について、地上階数4以上の中高層耐火建築物が建築される施行地区内の施設建築物に限定されました。 ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	平21.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —																					
(16) 倉庫用建物等の割増償却 (措法48、68の36、措令29の6①②、39の66、措規20の22、改正措令附則22⑪、平21国土交通省告示第374号) (措令29の6①②⑤、平21国土交通省告示第375号) (措法48①、68の36①)	○ 物資流通拠点区域について、次のとおり見直しがされました。 イ 物流施設の立地が物流効率化に効果的である鉄道貨物駅の周辺区域が追加されました。 ロ 上記イの鉄道貨物駅から5kmを超え、かつ、10km以内の区域にある高速道路のICの周辺区域が除外されました。 ○ 適用対象の倉庫用建物等は、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める要件に該当するものとされました。 ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	平21.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 同 上 —																					
(17) 植林費の損金算入の特例 (措法52①、68の38①、措令29の7②、39の67②、改正法附則40⑮、56⑮) (措法52①、68の38①)	○ 対象となる植林費について、資本金等の額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人が交付を受ける補助金等の対象事業に係る植林費が除外されました。 ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	平21.4.1以後に開始する事業年度において、同日以後に国等から交付を受けた補助金等の対象となる事業に係る植林費を支出する場合について適用され、同日前に開始した事業年度において植林費を支出した場合又は同日以後に開始する事業年度において同日前に国等から交付を受けた補助金等の対象となる事業に係る植林費を支出した場合には、従来どおり適用されます。 —																					

V 税額の計算に関する改正

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4、68の9、措令27の4⑧、39の39、改正措令附則20③、34③） （措法42の4、68の9、措令27の4⑥、39の39、改正措令附則20①②、34①②）	○ 特別試験研究費に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に、試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究又は同法人に委託する試験研究に係る費用が追加されました。 ○ 鉱工業技術研究組合法の一部改正に伴う所要の整備が行われました。	平21.6.22以後に支出する試験研究費について適用され、同日前に支出した試験研究費については、従来どおり適用されます。 平21.6.22以後に支出する費用について適用され、同日前に支出した費用については、従来どおり適用されます。
(2) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の5①、68の10①）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。	—
(3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の7①②⑤、68の12①②⑤）	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—

VI 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 特定災害防止準備金（措法55の6①～⑤、68の45①～⑤、措令32の4、39の74、改正法附則41①、57①、改正措令附則23①、37①） （措法55の6①⑨、68の45①⑧）	○ 露天石炭等採掘災害防止費用に係る特定災害防止準備金の対象法人について、石炭の採掘の事業を営む法人に限定されました。 ○ 採石災害防止費用及び露天石炭採掘災害防止費用に係る措置の適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	平21.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度において所得の金額の計算上損金の額に算入された特定災害防止準備金については、従来どおり適用されます。 —
(2) 電子計算機買戻損失準備金（旧措法57、68の50、旧措令33、39の78、改正法附則41②～⑬、57②～⑪、改正	○ 適用期限（平成21年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました。	平21.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 なお、同日以後最初に

改正事項	改正の内容	適用時期等
措令附則23②～⑤、37②)		開始する事業年度において電子計算機買戻損失準備金を有する場合には、所要の経過措置（5年間均等取崩し）が講じられています。
(3) 中小企業等の貸倒引当金の特例（措令33の9④四、39の86③四、改正措令附則24、38） (措法57の10②、68の59②)	○ 中小企業の法定繰入率の適用に関する特例について、割賦販売法の一部改正により割賦購入あっせん業の範囲が見直されたことに伴い所要の整備が行われました。 ○ 公益法人等又は協同組合等の割増率の適用に関する特例について、適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	割賦販売法一部改正法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 —
(4) 商工組合等の留保所得の特別控除（旧漁業協同組合等の留保所得の特別控除）（措法61①、改正法附則42）	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。 ○ 対象となる協同組合等から漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会が除外されました。 また、対象となる協同組合等については、設立10年以内のものに限定されました。なお、その設立が各都道府県又は全国につき一に限定されているものは、引き続き対象となります。	— 平21.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。
(5) 農業経営基盤強化準備金（措法61の2①、68の64①）	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—

VII その他の改正

1 棚卸資産の評価方法の整備

〔制度の概要〕

法人が棚卸資産につき各事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合に、その算定の基礎となるその事業年度終了の時ににおいて有する棚卸資産の価額は、その法人が棚卸資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかった場合又は選定した評価の方法により評価しなかった場合には、最終仕入原価法により算出した取得価額による原価法によって評価した金額）によることとされています（法29①）。

法人が棚卸資産について選定をすることができる評価の方法は、次のとおりです（旧法令28）。

- | | |
|---------|-----------|
| イ 個別法 | ホ 移動平均法 |
| ロ 先入先出法 | ヘ 単純平均法 |
| ハ 後入先出法 | ト 最終仕入原価法 |
| ニ 総平均法 | チ 売価還元法 |

〔改正の内容〕

(1) 棚卸資産の評価方法の除外

選定できる評価方法から、後入先出法及び単純平均法が除外されました（旧法令 28①一ハ、ヘ）。

(2) 後入先出法の除外に伴う規定の整備

上記(1)により、棚卸資産の評価方法から後入先出法が除外されたことに伴い、特別な評価方法の承認申請書の記載事項から、採用しようとする評価の方法が後入先出法に準じているかどうかの別が除外されました（旧法規 9 二）。

〔適用時期等〕

- (1) 改正の内容の(1)は、平成21年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法令附則 2）。
- (2) 平成21年4月1日の前日の属する事業年度において棚卸資産について後入先出法又は単純平均法（以下「旧評価方法」といいます。）を選定している法人（以下「旧評価方法適用法人」といいます。）が、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度（以下「経過事業年度」といいます。）において、その選定に係る事業の種類及び資産の区分に属する当該経過事業年度終了の時において有する棚卸資産について、その決算の基礎となった棚卸資産の受入れ及び払出しに関する帳簿に旧評価方法により計算した金額を記載した場合は、上記(1)にかかわらず、従来どおり適用されます（改正法令附則 6 ①）。
- (3) 旧評価方法適用法人が、平成21年4月1日以後最初に開始する事業年度から平成22年4月1日以後最初に開始する事業年度までの各事業年度（以下「移行事業年度」といいます。）において、棚卸資産（旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するものに限ります。）の評価方法を変更しようとする場合に、その変更しようとする事業年度の確定申告書等の提出期限までに、法令第30条第2項《棚卸資産の評価の方法の変更手続》に規定する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書をもって変更承認申請書とみなし、その届出書の提出をもって承認があったものとみなすこととされています（改正法令附則 6 ②、14）。
- (4) 旧評価方法適用法人が、①経過事業年度において旧評価方法の選定に係る事業の種類及び資産の区分に属する棚卸資産でその経過事業年度終了の日において有するものについて上記(2)の旧評価方法により計算した金額を記載しなかった場合には、その経過事業年度において、②移行事業年度において旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属する棚卸資産について上記(3)の届出書の提出がなかった場合等には、平成22年4月1日以後最初に開始する事業年度において、それぞれその棚卸資産につき評価方法の選定をしなかったものとみなすこととされています。なお、これらの場合における評価方法は、最終仕入原価法によることとなります（改正法令附則 6 ③、14）。
- (5) 評価変更調整金額の損金算入等（改正法令附則 6 ④～⑭、14）
 - イ 移行事業年度に該当する事業年度において旧評価方法適用法人の有する棚卸資産（旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するものに限ります。）について、評価方法の変更をした場合又は特別な評価方法の承認を受けた場合、その変更・承認の事業年度（以下「変更事業年度」といいます。）終了時におけるその棚卸資産の変更・承認後の評価方法により計算した評価額が、変更・承認前の評価方法により計算した評価額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「評価変更調整金額」といいます。）から当該評価変更調整金額を84で除して当該変更事業年度の月数を乗じた金額を控除した金額を、当該変更事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することができます。

ロ 評価変更調整金額の損金算入の規定の適用を受けるためには、確定申告書等にこの規定の適用を受けようとする棚卸資産の変更・承認後の評価方法により計算した評価額及び変更・承認前の評価方法により計算した評価額など所定の事項を記載した書類の添付が必要です。なお、この規定により損金の額に算入されるべき金額は、これらの評価額として記載された金額を基礎として計算した金額が限度とされます。

ハ 変更事業年度後の各事業年度においては、評価変更調整金額を84で除して当該事業年度の月数を乗じて計算した金額を益金の額に算入することとなります。また、当該事業年度が解散の日を含む事業年度等である場合には、評価変更調整金額から当該事業年度の前事業年度までに益金の額に算入された金額を控除した金額を益金の額に算入することとなります。なお、評価変更調整金額は変更事業年度から7年間で均等に益金の額に算入することとなりますので、8年目以降は益金の額に算入する金額は生じません。

ニ 上記のほか、変更事業年度後に組織再編等が行われた場合等について、所要の経過措置が講じられています。

(6) 改正の内容の(2)は、法人が平成21年4月1日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については従来どおり適用されます（改正法規附則4）。

2 その他

その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 資産の評価損の損金不算入等 (法33③、改正法附則9①) (法33②、法令68①②、改正法附則9①) (法33④、法令68、68の2、改正法附則9②)	○ 会社更生法等の規定による更生計画認可の決定があったことによりこれらの法律の規定に従って評価換えを行う場合に、評価損の計上対象となる資産の範囲に限定は付さないこととされました。 ○ 会社更生法等の規定による更生手続における評定が行われることに準ずる特別の事実（法的整理の事実）が生じた場合に、評価損の計上対象となる資産の範囲に限定は付さないこととされました。ただし、企業会計において評価損の計上対象とならないものは除かれます。 ○ 民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる事実が生じたことにより資産評定を行う場合に、評価損の計上対象となる資産の範囲に預金等が追加されました。	平21.4.1以後に行う評価換えについて適用し、同日前に行った評価換えについては、従来どおり適用されます。 同 上 平21.4.1以後に事実が生ずる場合について適用し、同日前に事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。
(2) 再生計画認可の決定に準ずる事実等 (法令24の2①四へ、68の2①、改正法令附則4) (法令24の2①②三、68の2②、改正法令附則4) (法令24の2④五、68の2③、改正法令附則	○ 2以上の金融機関等の債務免除要件について、一方の債務免除の当事者に地方公共団体が追加されました。 ○ 債務免除要件について、自己に対する債権の現物出資を受ける場合（いわゆるDES。ただし、債務者において債務消滅による利益が生ずることが見込まれるものに限り。）についても債務免除と同様の取扱いとすることとされました。 ○ 評価損益の計上対象となる資産について、中小規模再生（有利子負債が10億円未満の企業再生をいいます。）の場合	平21.4.1以後に事実が生ずる場合について適用され、同日前に事実が生じた場合については従来どおり適用されます。 同 上 同 上

改正事項	改正の内容	適用時期等
4) (法令24の2①、法規8の6①一、改正法規附則3)	には、資産の評価差額の最低限度が改正前1,000万円から100万円に引き下げられました。 ○ 専門家関与要件について、中小規模再生の場合には、関与すべき専門家の人数の最低限度が2人(改正前3人)とされました。	同上
(3) 不正行為等に係る費用等の損金不算入(法55④三、改正法附則11)	○ 外国若しくはその地方公共団体又は国際機関による独占禁止法の課徴金及び延滞金に類するもの(以下「外国課徴金」といいます。)については、所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。	平21.4.1以後に終わった行為に係る外国課徴金について適用し、同日前に終わった行為に係る外国課徴金については、なお従来どおり適用されます。この場合において、同日前に開始され、同日以後に終わった行為に係る外国課徴金については、当該外国課徴金のうち当該行為の同日前の部分に係る金額は、損金の額に算入されます。
(4) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除及び還付の特例(法134の2、法令174の2、法規60の2、改正法附則19②) (法134の2①、改正法附則19①) (法134の2③、改正法附則19①) (法134の2③、改正法附則19)	○ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い減額された法人税額について、当該更正から5年以内に、次の企業再生事由が生じた場合には、繰越控除制度の適用を終了し、当該控除未済額の還付を請求することができることとされました。 イ 会社更生法等の更生手続開始決定 ロ 民事再生法の再生手続開始決定 ハ イ又はロに準ずる事業再生計画の決定 ○ 仮装経理を行った事業年度終了の日から更正の日の前日までの間に、上記の企業再生事由が生じた場合には、仮装経理法人税額を還付することとされました。 ○ 更正の日の属する事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度の申告書の提出期限が到来した場合において控除しきれなかった金額(以下「控除未済額」といいます。)がある場合には、当該控除未済額を還付することが明確化されました。 ○ 更正の日から5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に、解散・連結納税の承認又は承認の取消し等の事実が生じた場合には、その時における控除未済額を還付し、繰越控除の適用を終了することが明確化されました。	平21.4.1以後に生ずる事実について適用されます。 平21.4.1以後にされる更正に係る仮装経理法人税額について適用され、同日前にされた更正により控除することができる金額については、従来どおり適用されます。 同上 同上
(5) 課税所得の範囲の変更(法10の3、法令14の11、改正法令附則19)	○ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例(法134の2)の改正に伴い、課税所得の範囲の変更等の規定について、所要の整備が行われました。	平21.4.1以後にされる更正に係る仮装経理法人税額について適用され、同日前にさ

改正事項	改正の内容	適用時期等
		れた更正により控除することができる金額については、従来どおり適用されます。
(6) 事前確定届出給与に係る届出（旧法規22の3①七八、改正法規附則6）	○ 事前確定届出給与の届出について、その役員の前期の給与及び他の役員の給与の記載を省略することとされました。	平21.4.1以後にする届出について適用され、同日前にした届出については、従来どおり適用されます。
(7) 公共法人の範囲（法別表第一） （法別表第一、平21財務省告示第113号）	○ 奄美群島振興開発特別措置法の適用期限の延長に伴い、独立行政法人奄美群島振興開発基金を引き続き公共法人とすることとされました。 ○ 独立行政法人メディア教育開発センターが公共法人の範囲から除かれました。	— 平21.4.1から施行されます。
(8) 技術研究組合の所得計算の特例（旧鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）（措法66の10①、68の94①、旧措法66の10①、68の94①、改正法附則1二、46、61）	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。 ○ 鉱工業技術研究組合法の改正に伴う所要の整備が行われました。	— 産業活力再生措置法一部改正法の施行の日（平成21年6月22日）以後に取得等をするものから適用され、同日前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。
(9) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（措法66の11の2、措令39の23③、平成20年改正措令附則44④⑤）	○ 平成20年度税制改正において、認定要件等の実績判定期間が2年から5年に延長されたことに伴う経過的な措置として、初回又は2回目の認定を受けようとする特定非営利活動法人が、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に申請を行う場合は、実績判定期間を2年（原則5年）とすることができることとされました。	—
(10) 損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例（措法67の7①、68の104①）	○ 適用期限が平成26年3月31日まで5年延長されました。	—
(11) 特定目的会社に係る課税の特例（措法67の14①、68の106、措令39の32の2②⑧、措規22の18の4②、改正法附則48①、改正措令附則30） （措法67の14①、措令39の32の2⑥⑦、措規22の18の4③、改正法附則48①） （措法67の14②） （措法67の14③、改正法附則48③）	○ 機関投資家の範囲に沖縄振興開発金融公庫が追加されました。 ○ 適用要件である特定社債の引受先要件及び特定目的借入の借入先要件における引受先及び借入先の範囲に特定債権流動化特定目的会社が追加されました。 ○ 適用要件について、支払配当の額が配当可能所得の金額の90%超であることの要件が、配当可能利益の額の90%超であることとされました。 ○ 外国子会社配当益金不算入制度（法23の2）の創設に伴い、所要の整備が行われました。 ○ 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度（措法66の13）の改正に伴い所要の整備が行われました。	平21.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上 — 平21.2.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用さ

改正事項	改正の内容	適用時期等
		れます。
(12) 投資法人に係る課税の特例 (措規22の19①) (措法67の15①、措令39の32の3⑥⑦、措規22の19②～⑦、改正法附則49①、改正措令附則31) (措法67の15①、措令39の32の3①) (措法67の15③) (措法67の15④、改正法附則49③)	○ 機関投資家の範囲に沖縄振興開発金融公庫が追加されました。 ○ 適用要件について、支払配当の額が配当可能所得の金額の90%超であることの要件が、配当可能利益の額の90%超であることとされました。なお、負ののれんがある場合に、その発生事業年度において配当可能利益の額から控除する等所要の調整措置が講じられました。 ○ 損金算入の対象となる支払配当等の額に配当見合いの合併交付金が含まれることが明確化されました。 ○ 外国子会社配当益金不算入制度(法23の2)の創設に伴い、所要の整備が行われました。 ○ 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度(措法66の13)の改正に伴い、所要の整備が行われました。	平21.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上 — — 平21.2.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。
(13) 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例 (措法68の3の2①、68の110、措規22の20の2、改正法附則52) (措法68の3の2①、68の110、措令39の35の2⑤⑥、改正法附則52) (措法68の3の2②③⑩、68の110②、措令39の35の2⑭、39の129)	○ 機関投資家の範囲に沖縄振興開発金融公庫が追加されました。 ○ 適用要件について、支払配当の額が分配可能所得の金額の90%超であることの要件が、分配可能利益の額の90%超であることとされました。 ○ 外国子会社配当益金不算入制度(法23の2)の創設に伴い、所要の整備が行われました。	平21.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上 —
(14) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例 (措法68の3の3①、68の111、措規22の20の3、改正法附則53) (措法68の3の3①、68の111、措令39の35の3⑤、改正法附則53) (措法68の3の3②③⑩、68の111②、措令39の35の3⑬、39の130)	○ 機関投資家の範囲に沖縄振興開発金融公庫が追加されました。 ○ 適用要件について、支払配当の額が分配可能所得の金額の90%超であることの要件が、分配可能収益の額の90%超であることとされました。 ○ 外国子会社配当益金不算入制度(法23の2)の創設に伴い、所要の整備が行われました。	平21.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上 —